

目次

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第一条関係）	1
○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第二条関係）	9
○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第三条関係）	36
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第四条関係）	37
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第五条関係）	50
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第六条関係）	59
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第七条関係）	106
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十三条関係）	108
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十四条関係）	110
○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（附則第十五条関係）	112
○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（附則第十六条関係）	113
○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第十七条関係）	115
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）	118
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）	119
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十条関係）	130
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（附則第二十一条関係）	131

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十二條關係）	132
○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十三條關係）	133
○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十四條關係）	134
○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第二十五條關係）	135
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第二十六條關係）	136
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（附則第二十七條關係）	137
○遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（附則第二十八條關係）	138
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十九條關係）	139
○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）（附則第三十條關係）	147
○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第三十一條關係）	148
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十二條關係）	149
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十三條關係）	150
○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（附則第三十四條關係）	151
○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（附則第三十五條關係）	152
○財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（附則第三十六條關係）	153
○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（附則第三十七條關係）	154

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条） 第三章 個人情報の保護に関する施策等 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条） 第二節 国の施策（第八条―第十条） 第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条） 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条） 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十六条） 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条―第四十条） 九条 第五章 個人情報保護委員会（第五十条―第六十五条） 第六章 雑則（第六十六条―第七十二条） 第七章 罰則（第七十三条―第七十八条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条） 第三章 個人情報の保護に関する施策等 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条） 第二節 国の施策（第八条―第十条） 第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条） 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条） 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十六条） 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条―第四十条） 九条 （新設） 第五章 雑則（第五十条―第五十五条） 第六章 罰則（第五十六条―第五十九条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第七条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4・5 (略)

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 (略)

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第五十一条 委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に對する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

第七条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4・5 (略)

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 (略)

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十五条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(所掌事務)

第五十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 三 特定個人情報保護評価(番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関すること。
- 四 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 六 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第五十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第五十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報を利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織(地方自治法(昭和二十二年法

(新設)

(新設)

(新設)

律第六十七号)第二百六十三条の第三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第五十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第五十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第五十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(委員長)

第五十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第五十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第五十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第六十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第六十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第六十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員と

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（秘密保持義務）

第六十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（給与）

第六十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（規則の制定）

第六十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第六章 雑則

（適用除外）

第六十六条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 五 （略）

2・3 （略）

（地方公共団体が処理する事務）

第六十七条 （略）

（権限又は事務の委任）

第六十八条 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

第五章 雑則

（適用除外）

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 五 （略）

2・3 （略）

（地方公共団体が処理する事務）

第五十一条 （略）

（権限又は事務の委任）

第五十二条 （略）

(施行の状況の公表)

第六十九条 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。第七十一条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。

(国会に対する報告)

第七十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(連絡及び協力)

第七十一条 (略)

(政令への委任)

第七十二条 (略)

第七章 罰則

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条 (略)

第七十五条 (略)

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(新設)

(連絡及び協力)

第五十四条 (略)

(政令への委任)

第五十五条 (略)

第六章 罰則

(新設)

第五十六条 (略)

第五十七条 (略)

(新設)

にも適用する。

第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十四条及び第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2
(略)

第七十八条 (略)

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2
(略)

第五十九条 (略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条） 第三章 個人情報の保護に関する施策等 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条） 第二節 国の施策（第八条―第十条） 第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条） 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条） 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十五条） 第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条） 第三節 監督（第四十条―第四十六条） 第四節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十条） 第五章 個人情報保護委員会（第五十九条―第七十四条） 第六章 雑則（第七十五条―第八十一条） 第七章 罰則（第八十二条―第八十八条） 附則 （定義） 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条） 第三章 個人情報の保護に関する施策等 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条） 第二節 国の施策（第八条―第十条） 第三節 地方公共団体の施策（第十一条―第十三条） 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条） 第四章 個人情報取扱事業者の義務等 第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十六条） （新設） （新設） 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条―第四十条） 第五章 個人情報保護委員会（第五十条―第六十五条） 第六章 雑則（第六十六条―第七十二条） 第七章 罰則（第七十三条―第七十八条） 附則 （定義） 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 （新設）

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース	一・二 (略)	4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を含む。	2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	(新設) (新設)	3 (新設) 2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
--	----------------	--	---	---	-------------------------	--

ス等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一、四（略）

（削除）

6、8（略）

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものととして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

ス等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一、四（略）

五 その取り扱い個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4、6（略）

（新設）

（新設）

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一五 (略)

六 個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七八 (略)

三五 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一五 (略)

六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七八 (略)

三五 (略)

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(適正な取得)

第十七条 (略)

(新設)

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要があるとなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとされている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の方法

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとされている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一・二 (略)

三 第三者への提供の手段又は方法

四 (略)
五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 (略)

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措

四 (略)
(新設)

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(新設)

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 (略)

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 (略)

(新設)

置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

（新設）

（新設）

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人情報データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 (略)

二 全ての保有個人情報データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)

2・3 (略)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 三 (略)

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人情報データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 (略)

二 すべての保有個人情報データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)

2・3 (略)

(開示)

(新設)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示（当該本人が識別される保有個人情報データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人情報の開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 三 (略)

3| 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人情報が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4| 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人情報については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第二十九条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないときは、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2| 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

3| 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2| 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3| 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人情報については、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

(新設)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によつて当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2| 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

(新設)

2| 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3| 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4| 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5| 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によつて、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(新設)

2| 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3| 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二

項、第二十九条第三項又は前条第五項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人情報データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人情報データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十三条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人情報データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該保有個人情報データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 (略)

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五条 (略)

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

(匿名加工情報の作成等)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行つた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(新設)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 (略)

(新設)

(新設)

4 | 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 | 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 | 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第三十七条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第三十八条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(新設)

(新設)

(安全管理措置等)

第三十九条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第三節 監督

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二項を除く。）、第二十七条、第二十八条（第一項を除く。）、第二十九条第二項若しくは

(新設)

(新設)

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(新設)

(新設)

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是

第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）

第四十三条 個人情報保護委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等が第七十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正

正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（新設）

な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第四十六条 この節の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（次号において「大臣等」という。）

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるものの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

(削除)

(削除)

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）

(新設)

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大員又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるものの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、

は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第五十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 （略）

二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 （略）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な

主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 （略）

二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 （略）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な

業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよつて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第五十条 第四十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)

一 を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2・3 (略)

(個人情報保護指針)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のた

業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよつて同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)

一 を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 (略)

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2・3 (略)

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の

めの措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に關し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

（目的外利用の禁止）

第五十四条 （略）

（名称の使用制限）

第五十五条 （略）

（報告の徴収）

第五十六条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に關し報告をさせることができる。

（命令）

第五十七条 個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

求めに応じる手続その他の事項に關し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

（目的外利用の禁止）

第四十四条 （略）

（名称の使用制限）

第四十五条 （略）

（報告の徴収）

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に關し報告をさせることができる。

（命令）

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第五十八條 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十八條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十九條各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第五十四條の規定に違反したとき。

四 (略)

五 不正の手段により第四十七條第一項の認定を受けたとき。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(削除)

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十九條 内閣府設置法第四十九條第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 (略)

(認定の取消し)

第四十八條 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十九條各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第四十四條の規定に違反したとき。

四 (略)

五 不正の手段により第三十七條第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九條 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七條第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七條第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大員等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大員等
2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 個人情報保護委員会

(設置)

第五十條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九條第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 (略)

(任務)
第六十条 (略)

(所掌事務)

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)

三 認定個人情報保護団体に関すること。

四 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第六十三条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

五 九 (略)

(職権行使の独立性)

第六十二条 (略)

(組織等)

第六十三条 (略)

(任期等)

第六十四条 (略)

(身分保障)

第六十五条 (略)

(罷免)

第六十六条 (略)

(任務)
第五十一条 (略)

(所掌事務)

第五十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 特定個人情報(番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。)の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

三 七 (略)

(職権行使の独立性)

第五十三条 (略)

(組織等)

第五十四条 (略)

(任期等)

第五十五条 (略)

(身分保障)

第五十六条 (略)

(罷免)

第五十七条 (略)

(委員長)	第六十七条	(略)
(会議)	第六十八条	(略)
2・3	(略)	
4	第六十五条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。	
5	(略)	
(専門委員)	第六十九条	(略)
(事務局)	第七十条	(略)
(政治運動等の禁止)	第七十一条	(略)
(秘密保持義務)	第七十二条	(略)
(給与)	第七十三条	(略)
(規則の制定)	第七十四条	(略)
第六章	雑則	
(適用範囲)		

(委員長)	第五十八条	(略)
(会議)	第五十九条	(略)
2・3	(略)	
4	第五十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。	
5	(略)	
(専門委員)	第六十条	(略)
(事務局)	第六十一条	(略)
(政治運動等の禁止)	第六十二条	(略)
(秘密保持義務)	第六十三条	(略)
(給与)	第六十四条	(略)
(規則の制定)	第六十五条	(略)
第六章	雑則	

第七十五条 第十五条、第十六条、第十八条（第二項を除く。）、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

（適用除外）

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 五 （略）

2 （略）

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第七十七条 この法律に規定する委員会の権限及び第四十四条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

（外国執行当局への情報提供）

第七十八条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなけ

（新設）

（適用除外）

第六十六条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

一 五 （略）

2 （略）

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第六十七条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うことができる。

（新設）

れば外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限り。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等を使用することについて同意をすることができ。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（削除）

（削除）

（権限又は事務の委任）

第六十八条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）

第六十九条 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。第七十一条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。

(国会に対する報告)

第七十九条 (略)

(連絡及び協力)

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。))及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。)の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第八十一条 (略)

第七章 罰則

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三条 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。))である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(国会に対する報告)

第七十条 (略)

(連絡及び協力)

第七十一条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第七十二条 (略)

第七章 罰則

第七十三条 第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

第七十四条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者

二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(削除)

附則

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(新設)

第七十六条 第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

(新設)

第七十七条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十四条及び第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十五条の規定に違反した者

附則

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第六十一条（略） 一～四（略） 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する事 六～九（略）	（所掌事務） 第六十一条（略） 一～四（略） 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する事 六～九（略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条） 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条） （削除） （削除） （削除） 第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条） 第八章 雑則（第四十六条―第五十条） 第九章 罰則（第五十一条―第六十条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2ゝ5 （略） 6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条） 第六章 特定個人情報保護委員会 第一節 組織（第三十六条―第四十九条） 第二節 業務（第五十条―第五十六条） 第三節 雑則（第五十七条） 第七章 法人番号（第五十八条―第六十一条） 第八章 雑則（第六十二条―第六十六条） 第九章 罰則（第六十七条―第七十七条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2ゝ5 （略） 6 この法律（第四十五条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第五十一条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

9 14 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第四十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第五十一条において同じ。)の提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報提供をしてはならない。

一 十 (略)

十一 第三十八条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規

7 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

9 14 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第六十七条において同じ。)の提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報提供をしてはならない。

一 十 (略)

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規

定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十九条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三（略）

十四 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2（略）

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十六条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるも

定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三（略）

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2（略）

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を

のとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一〇六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十八条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4〃6 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人情報保護委員会

求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一〇六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4〃6 (略)

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会

2・3 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

(情報提供等の記録についての特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人情報保護委員会
(略)	(略)	(略)

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人情報保護委員会
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

(情報提供等の記録についての特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
(略)	(略)	(略)

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十条第一項及び第三項	総務大臣	特定個人情報保護委員会
(略)	(略)	(略)

第六章 特定個人情報情報の取扱いに関する監督等

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第六章 特定個人情報保護委員会

第一節 組織

(設置)

第三十六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三十七条 委員会は、国民生活にわたるの個人番号その他の特定個人情報に有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。

(所掌事務)

第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定個人情報情報の取扱いに関する監視又は監督及び苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 二 特定個人情報保護評価に関すること。
- 三 特定個人情報保護の保護についての広報及び啓発に関すること。
- 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第三十九条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(削除)

(削除)

(削除)

(組織等)

第四十条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第四十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第四十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(事務局)

第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

(削除)	第四十七条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
(削除)	2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
(削除)	(秘密保持義務)
(削除)	第四十八条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。
(指導及び助言)	(給与) 第四十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。
第三十六条 (略)	第二節 業務
(勸告及び命令)	(指導及び助言)
第三十七条 (略)	第五十条 (略)
2・3 (略)	(勸告及び命令)
(報告及び立入検査)	2・3 (略)
第三十八条 (略)	(報告及び立入検査)
2・3 (略)	第五十二条 (略)
(適用除外)	2・3 (略)
第三十九条 (略)	(適用除外)
(措置の要求)	第五十三条 (略)
第四十条 (略)	(措置の要求)
	第五十四条 (略)

2 (略)

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四十一条 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

第七章 法人番号

(通知等)

第四十二条 (略)

2 3 4 (略)

(情報の提供の求め)

第四十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通

2 (略)

2 (略)

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第五十五条 (略)

(国会に対する報告)

第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第三節 雑則

(規則の制定)

第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第七章 法人番号

(通知等)

第五十八条 (略)

2 3 4 (略)

(情報の提供の求め)

第五十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第六十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通

2 (略)

(資料の提供)

第四十四条 国税庁長官は、第四十二条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第四十二条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十五条 (略)

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第四十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

2 (略)

(事務の区分)

第四十七条 (略)

(権限又は事務の委任)

第四十八条 (略)

(資料の提供)

第六十条 国税庁長官は、第五十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第六十一条 (略)

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第六十二条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

2 (略)

(事務の区分)

第六十三条 (略)

(権限又は事務の委任)

第六十四条 (略)

(主務省令)

第四十九条 (略)

(政令への委任)

第五十条 (略)

第九章 罰則

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

2 (略)

第五十五条 (略)

(削除)

第五十六条 第三十七条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 (略)

(主務省令)

第六十五条 (略)

(政令への委任)

第六十六条 (略)

第九章 罰則

第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

第六十九条 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

第七十一条 (略)

第七十二条 第四十八条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三条 第五十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 第五十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 (略)

第五十九条 第五十一条から第五十五条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。 第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 (略)	附則 (検討等) 第六条 (略) (削除) (削除) 2 6 (略)
第七十六条 第六十七条から第七十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。 第七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十七条、第六十八条、第七十条又は第七十三条から第七十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 (略)	附則 (検討等) 第六条 (略) (検討等) 2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 3 政府は、委員会の行う特定個人情報（前項の規定により講ずる措置その他の措置により委員会が特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務をつかさどることとされた場合にあつては、委員会の所掌事務に係る個人情報）の取扱いに関する監視又は監督について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、適時にその改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 4 8 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十一条） 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十二条―第三十七条） 第七章 法人番号（第三十八条―第四十一条） 第八章 雑則（第四十二条―第四十六条） 第九章 罰則（第四十七条―第五十六条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2・3 （略） 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条） 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条） 第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条） 第八章 雑則（第四十六条―第五十条） 第九章 罰則（第五十一条―第六十条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2・3 （略） 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び

独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 57 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 914 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第三十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十七条において同じ。）の提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 510 (略)

十一 第三十四条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所

独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 57 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第五十一条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 914 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第四十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第五十一条において同じ。）の提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 510 (略)

十一 第三十八条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所

における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十五条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四（略）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条（略）

2（略）

3 委員会は、評価書の内容、第三十四条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4（略）

4（略）

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第二十九条（略）

2（略）

3 個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第三十条第三項	第二十三条第一項又は第二十四条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九

における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十九条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四（略）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条（略）

2（略）

3 委員会は、評価書の内容、第三十八条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4（略）

4（略）

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第二十九条（略）

2（略）

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第二十七条第二項	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人情報利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報取扱事業者でない個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 個人情報取扱事業者(個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。)は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第九条第四項の規定に基づく場合を除き、個人情報利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第三十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第三十四条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(削除)

第六章 特定個人情報情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

第三十二条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十五条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 二 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第六章 特定個人情報情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

第三十六条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十三条 (略)	第三十七条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(報告及び立入検査) 第三十四条 (略)	(報告及び立入検査) 第三十八条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(適用除外) 第三十五条 (略)	(適用除外) 第三十九条 (略)
(措置の要求) 第三十六条 (略)	(措置の要求) 第四十条 (略)
2 (略)	2 (略)
(内閣総理大臣に対する意見の申出) 第三十七条 (略)	(内閣総理大臣に対する意見の申出) 第四十一条 (略)
第七章 法人番号	第七章 法人番号
(通知等)	(通知等)
第三十八条 (略)	第四十二条 (略)
2・4 (略)	2・4 (略)
(情報の提供の求め) 第三十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通 知してするものとする。	(情報の提供の求め) 第四十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通 知してするものとする。
2 (略)	2 (略)

(資料の提供)

第四十条 国税庁長官は、第三十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十一条 (略)

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第四十二条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第四十三条 (略)

(権限又は事務の委任)

第四十四条 (略)

(主務省令)

第四十五条 (略)

(資料の提供)

第四十四条 国税庁長官は、第四十二条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第四十二条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十五条 (略)

第八章 雑則

(指定都市の特例)

第四十六条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第四十七条 (略)

(権限又は事務の委任)

第四十八条 (略)

(主務省令)

第四十九条 (略)

(政令への委任)
第四十六条 (略)

第九章 罰則

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

2 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 第三十三条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 (略)

第五十五条 第四十七条から第五十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若

(政令への委任)
第五十条 (略)

第九章 罰則

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

2 (略)

第五十五条 (略)

第五十六条 第三十七条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 (略)

第五十九条 第五十一条から第五十五条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関して、第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五
十四条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法
人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2
(略)

しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に
関して、第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五
十八条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法
人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2
(略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十六条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十七条―第二十九条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第三十条―第三十二条） 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条―第三十八条） 第七章 法人番号（第三十九条―第四十二条） 第八章 雑則（第四十三条―第四十七条） 第九章 罰則（第四十八条―第五十七条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2ゝ7 （略） 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報の提供 第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価（第二十六条―第二十八条） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十一条） 第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十二条―第三十七条） 第七章 法人番号（第三十八条―第四十一条） 第八章 雑則（第四十二条―第四十六条） 第九章 罰則（第四十七条―第五十六条） 附則 （定義） 第二条 （略） 2ゝ7 （略） 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9
13 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第二十八条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（利用範囲）

第九条（略）

2
4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十五号までのいづれかに該当して特定個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（提供の要求）

第十四条（略）

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同

9
13 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第三十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（利用範囲）

第九条（略）

2
4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条十一号から第十四号までのいづれかに該当して特定個人情報提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（提供の要求）

第十四条（略）

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十七条において同

じ。）の提供を求めることができる。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十一号に規定する場合を除く。）。

三〇七 （略）

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六條において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に应じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に应じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、

じ。）の提供を求めることができる。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

三〇七 （略）

（新設）

当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

九〇十一 (略)

十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十三 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十四・十五 (略)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 (略)

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

八〇十 (略)

十一 第三十四条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十五条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

一 (略)

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

(情報提供等の記録)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 (略)

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報に当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提

(情報提供等の記録)

第二十三条 (略)

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 (略)

三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第三十条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(新設)

供等事務（第十九条第八号」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十七条 （略）

2 （略）

（特定個人情報保護評価）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 （略）

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記載された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記載されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者は、第十九条第十二号から第十五号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十六条 （略）

2 （略）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 （略）

2 （略）

3 委員会は、評価書の内容、第三十四条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 （略）

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記載された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記載されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報

ファイルを作成してはならない。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると

ファイルを作成してはならない。

第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等

(行政機関個人情報保護法等の特例)

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると

		き、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項第二号から第四号まで及び第二十五條の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	（略）	
（略）	（略）	き、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六條第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第一項の規定に

		とき、又は同法第二十八條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
2 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項第二号から第四号まで及び第二十五條の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	（略）	
（略）	（略）	とき、又は同法第二十八條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六條第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九條第一項の規定

3

(略)

(略)		第三十六条第一項第一号
(略)		又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されるとき
(略)	より読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報報告ファイルという。）に記録されているとき

3

(略)

(略)		第三十六条第一項第一号
(略)		又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されるとき
(略)	により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報報告ファイルという。）に記録されているとき

(情報提供等の記録についての特例) 第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	(略)
第三十五条	(略)	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者で

(情報提供等の記録についての特例) 第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	(略)
第三十五条	(略)	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に關しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。			あつて、当該行政機関の長以外のものに 限る。）		
第三十五条 (略)	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に關しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。					
第三十五条 (略)	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第三項に規定する記録に記録された同法第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	(略)	第二十六条第二項		第三十五条
務関係情報提供者	読み替えられる字句	(略)	定める	当該保有個人情報の 総務大臣及び行政手 とができる 、又は免除すること	第三十五条
務関係情報提供者	読み替える字句	(略)	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除すること	総務大臣及び行政手 とができる 、又は免除すること	第三十五条

3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	(略)	第二十六条第二項		第三十五条
務関係情報提供者	読み替えられる字句	(略)	定める	当該保有個人情報の 総務大臣及び行政手 とができる 、又は免除すること	第三十五条
務関係情報提供者	読み替える字句	(略)	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除すること	総務大臣及び行政手 とができる 、又は免除すること	第三十五条

第二十六条第一項	(略)	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
開示請求をする者は	(略)	読み替えられる字句		提供先
開示請求を受けた者	(略)	読み替える字句		続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報提供者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

第二十六条第一項	(略)	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
開示請求をする者は	(略)	読み替えられる字句		提供先
開示請求を受けた者	(略)	読み替える字句		続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報提供者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）

	第三十五条
、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならぬ	当該保有個人情報の提供先
は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第三十五条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

	第三十五条
、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならぬ	当該保有個人情報の提供先
は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）
第三十二条（略）

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

（指導及び助言）
第三十三条（略）

（勧告及び命令）
第三十四条（略）

2・3（略）

（報告及び立入検査）
第三十五条（略）

2・3（略）

（適用除外）

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十三号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

（措置の要求）

第三十七条（略）
2（略）

（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十八条（略）

第七章 法人番号

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）
第三十一条（略）

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

（指導及び助言）
第三十二条（略）

（勧告及び命令）
第三十三条（略）

2・3（略）

（報告及び立入検査）
第三十四条（略）

2・3（略）

（適用除外）

第三十五条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

（措置の要求）

第三十六条（略）
2（略）

（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三十七条（略）

第七章 法人番号

(通知等)

第三十九条 (略)

2 4 (略)

(情報の提供の求め)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 (略)

(資料の提供)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十二条 (略)

第八章 雑則

(通知等)

第三十八条 (略)

2 4 (略)

(情報の提供の求め)

第三十九条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第四十一条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 (略)

(資料の提供)

第四十条 国税庁長官は、第三十八条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十八条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十一条 (略)

第八章 雑則

(指定都市の特例)	
第四十三条 (略)	
2 (略)	
(事務の区分)	
第四十四条 (略)	
(権限又は事務の委任)	
第四十五条 (略)	
(主務省令)	
第四十六条 (略)	
(政令への委任)	
第四十七条 (略)	
第九章 罰則	
第四十八条 (略)	
第四十九条 (略)	
第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
第五十一条 (略)	
2 (略)	
第五十二条 (略)	
第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者	
(指定都市の特例)	
第四十二条 (略)	
2 (略)	
(事務の区分)	
第四十三条 (略)	
(権限又は事務の委任)	
第四十四条 (略)	
(主務省令)	
第四十五条 (略)	
(政令への委任)	
第四十六条 (略)	
第九章 罰則	
第四十七条 (略)	
第四十八条 (略)	
第四十九条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	
第五十条 (略)	
2 (略)	
第五十一条 (略)	
第五十二条 第三十三条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者	

は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 (略)

第五十六条 第四十八条から第五十二条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

別表第一（第九条関係）

一 (略)	(略)
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 (略)	(略)
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十

は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 (略)

第五十五条 第四十七条から第五十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

別表第一（第九条関係）

一 (略)	(略)
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 (略)	(略)
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規

五・六 (略)	六の二 厚生労働大臣	七〇十四 (略)	十五 都道府県知事等	十六〇二十一 (略)	二十二 日本私立学校振興・共済事業団	二十三〇二十七 (略)	二十八 国家公務員共済組合	二十九 (略)	三十 市町村長又は国民健康保険組合	三十一〇三十八 (略)

		定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五・六	(略)	(略)
七〇十四	(略)	(略)
十五 都道府県知事等	生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
十六〇二十一	(略)	(略)
二十二 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
二三〇二十七	(略)	(略)
二十八 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
二十九	(略)	(略)
三十 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
三十一〇三十八	(略)	(略)

(略) 三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十〇五十八(略)	(略)
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十・六十一(略)	(略)
六十一の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(略) 三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による短期給付若しくは年金である給付又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十〇五十八(略)	(略)
五十九 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十・六十一(略)	(略)

九十二 大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
九十三～九十七 (略)	(略)	(略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
八都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自

九十二 大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
九十三～九十七 (略)	(略)	(略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
八都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

		九 知事 都道府県	
		児童福祉法による 小児慢性特定疾病 医療費の支給に関 する事務であって 主務省令で定める もの	
市町村長	都道府県知事 等	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	
地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主	児童福祉法第十 九条の七に規定 する他の法令に よる給付の支給 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの 生活保護法によ る保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以 下「生活保護関 係情報」という 。）又は中国残 留邦人等支援給 付等の支給に関 する情報（以下 「中国残留邦人 等支援給付等関 係情報」という 。）であって主 務省令で定める もの	児童福祉法第十 九条の七に規定 する他の法令に よる給付の支給 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの	立支援給付関係 情報」という。 ）であって主務 省令で定めるも の
		九 知事 都道府県	
		児童福祉法による 小児慢性特定疾病 医療費の支給に関 する事務であって 主務省令で定める もの	
市町村長	都道府県知事 等	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	
地方税関係情報 又は住民票関係 情報であって主	児童福祉法第十 九条の七に規定 する他の法令に よる給付の支給 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの 生活保護法によ る保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以 下「生活保護関 係情報」という 。）又は中国残 留邦人等支援給 付等の支給に関 する情報（以下 「中国残留邦人 等支援給付等関 係情報」という 。）であって主 務省令で定める もの	児童福祉法第十 九条の七に規定 する他の法令に よる給付の支給 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの	

		十 市町村長	
		児童福祉法による 障害児通所給付費 、特例障害児通所 給付費若しくは高 額障害児通所給付 費の支給又は障害 福祉サービスの提 供に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	
都道府県知事 等		都道府県知事 る者	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 その他の法令 による給付の 支給を行うこ ととされてい る者
生活保護関係情 報又は中国残留 邦人等支援給付	あつて主務省令 で定めるもの	児童福祉法によ る障害児入所支 援に関する情報 又は身体障害者 福祉法による身 体障害者手帳、 精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律によ る精神障害者保 健福祉手帳若し くは知的障害者 福祉法にいう知 的障害者に関す る情報（以下「 障害者関係情報 」という。）で あつて主務省令 で定めるもの	務省令で定める もの 特別児童扶養手 当等の支給に関 する法律その他 の法令による給 付の支給に関す る情報であつて 主務省令で定め るもの
		十 市町村長	
		児童福祉法による 障害児通所給付費 、特例障害児通所 給付費若しくは高 額障害児通所給付 費の支給又は障害 福祉サービスの提 供に関する事務で あつて主務省令で 定めるもの	
都道府県知事 等			
生活保護関係情 報又は中国残留 邦人等支援給付			務省令で定める もの

十一 市長 市町村	十二 市長 市町村
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
等関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

十一 市長 市町村	十二 市長 市町村
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
等関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

十三 (略)	都道府	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府 県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府 県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十六 都道府 県知事又は 負担能力の認定又	児童福祉法による負担能力の認定又	市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又	児童福祉法による負担能力の認定又	児童福祉法による負担能力の認定又

		市町村長
		は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長
		は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は都道府県知事
児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する

市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は日本年金機構
で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

二十 長	十七 十九 (略)	十六の二 都道府県知事 又は市町村 長	二十 市町村 長	二十一 厚生 労働大臣
身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事 又は市町村長	都道府県知事 市町村長	都道府県知事 等
る情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	(略)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援助給等関係情報であつて主務省令で定めるもの

		二十二～二十五 (略)	二十六 都道府県知事等	
めるもの	(略)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
市町村長	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣	
住民票関係情報 であつて主務省令で定めるもの	(略)	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健	つて主務省令で定めるもの
		二十二～二十五 (略)	二十六 都道府県知事等	
めるもの	(略)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
市町村長	(略)	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣	
住民票関係情報 であつて主務省令で定めるもの	(略)	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。）、雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健	つて主務省令で定めるもの

都道府県知事	康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。） 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講講給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受講講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉に	
都道府県知事	康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報（以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。） 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講講給付金の支給に関する情報（以下「職業訓練受講講給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉に	

等	都道府県知事	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
---	--------	---

市町村長	社会福祉協議会 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	社会福祉協議会 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構、共 済組合等又は 農林漁業団体 職員共済組合	文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	都道府県教育 委員会又は市
の 年金給付関係情 報又は厚生年金 保険制度及び農 林漁業団体職員 共済組合制度の 統合を図るため の農林漁業団体 職員共済組合法 等を廃止する等 の法律による年 金である給付若 しくは特定障害 者に対する特別 障害給付金の支 給に関する法律 による特別障害 給付金の支給に 関する情報であ って主務省令で 定めるもの	特別支援学校へ の就学奨励に関 する法律による 特別支援学校へ の就学のため必 要な経費の支弁 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの	学校保健安全法 による医療に要

厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構、共 済組合等又は 農林漁業団体 職員共済組合	文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	都道府県教育 委員会又は市
の 年金給付関係情 報又は厚生年金 保険制度及び農 林漁業団体職員 共済組合制度の 統合を図るため の農林漁業団体 職員共済組合法 等を廃止する等 の法律による年 金である給付若 しくは特定障害 者に対する特別 障害給付金の支 給に関する法律 による特別障害 給付金の支給に 関する情報であ って主務省令で 定めるもの	特別支援学校へ の就学奨励に関 する法律による 特別支援学校へ の就学のため必 要な経費の支弁 に関する情報で あって主務省令 で定めるもの	学校保健安全法 による医療に要

町村教育委員会	厚生労働大臣 又は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣 又は都道府県知事
する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住
町村教育委員会	厚生労働大臣 又は都道府県知事	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣 又は都道府県知事
する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住

五十三 市町 村長	二十七日～五十 二（略）	知的障害者福祉法 による障害福祉サ ービス、障害者支 援施設等への入所 等の措置又は費用 の徴収に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	（略）		
市町村長	（略）	都道府県知事 等	（略）	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎 市長	帰国旅費、自立 支度金、一時金 若しくは一時帰 国旅費の支給に 関する情報又は 中国残留邦人等 支援給付等関係 情報であつて主 務省令で定める もの
住民票関係情報 又は障害者自立 支援給付関係情 報であつて主務	（略）	障害者関係情報 であつて主務省 令で定めるもの	（略）	原子爆弾被爆者 に対する援護に 関する法律によ る手当等の支給 に関する情報で あつて主務省令 で定めるもの	
報であつて主務		生活保護関係情 報又は中国残留 邦人等支援給付 等関係情報であ つて主務省令で 定めるもの			

	五十四～五十 六（略）	五十六の二 市町村長	災害対策基本法に よる被災者台帳の 作成に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	都道府県知事		市町村長	省令で定めるもの (略) 災害救助法によ る救助若しくは 児童福祉法によ る障害児入所支 援、小児慢性特 定疾病医療費の 支給若しくは措 置（同法第二十 七条第一項第三 号又は第二項の 措置をいう。） に関する情報、 障害者関係情報 又は精神保健及 び精神障害者福 祉に関する法律 による入院措置 若しくは難病の 患者に対する医 療等に関する法 律による特定医 療費の支給に関 する情報であつ て主務省令で定 めるもの 児童福祉法によ る障害児通所支 援若しくは母子
--	----------------	---------------	--	-----	--------	--	------	--

	五十四～五十 六（略）	五十六の二 市町村長	災害対策基本法に よる被災者台帳の 作成に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの	(略)	都道府県知事		市町村長	(略) 災害救助法によ る救助若しくは 児童福祉法によ る障害児入所支 援、小児慢性特 定疾病医療費の 支給若しくは措 置（同法第二十 七条第一項第三 号又は第二項の 措置をいう。） に関する情報、 障害者関係情報 又は精神保健及 び精神障害者福 祉に関する法律 による入院措置 若しくは難病の 患者に対する医 療等に関する法 律による特定医 療費の支給に関 する情報であつ て主務省令で定 めるもの 児童福祉法によ る障害児通所支 援若しくは母子
--	----------------	---------------	--	-----	--------	--	------	--

保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長
特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長
特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定

五十七～六十 七（略）	（略）	（略）	（略）	六十八 都道府県知事等	（略）	六十九～七十 三（略）	七十四 市町村長（児童手当法第十条の表の下欄に掲げる者を含む。）	七十五～八十五（略）	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行
（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
（略）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等の	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	市町村長	（略）	市町村長
（略）	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

五十七～六十 七（略）	（略）	（略）	（略）	六十八 都道府県知事等	（略）	六十九～七十 三（略）	七十四 市町村長（児童手当法第十条の表の下欄に掲げる者を含む。）	七十五～八十五（略）	八十五の二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行
（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
（略）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等の	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	市町村長	（略）	市町村長
（略）	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	（略）	市町村長	（略）	（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

			八十七 都道府県知事等	八十六 (略)	う都道府県知事又は市町村長
都道府県知事		厚生労働大臣	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定	関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	

			八十七 都道府県知事等	八十六 (略)
都道府県知事		厚生労働大臣	中国残留邦人等支援給付等の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定	関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)

都道府県知事 等	疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附
-------------	---

都道府県知事 等	疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附
-------------	--

市町村長	社会福祉協議会	則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務
市町村長	社会福祉協議会	則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務

都道府県教育	文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構、共 済組合等又は 農林漁業団体 職員共済組合	省令で定めるもの
学校保健安全法	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体の職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

都道府県教育	文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構、共 済組合等又は 農林漁業団体 職員共済組合	省令で定めるもの
学校保健安全法	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体の職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

[illegible]

百八 都道府 県知事又は 市町村長		八十八～百七 (略)	
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律による自 立支援給付の支給 又は地域生活支援 事業の実施に關す る事務であつて主 務省令で定めるも の		(略)	
都道府県知事		市町村長	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎 市長
児童福祉法によ る障害児入所支 援に關する情報 又は障害者關係 情報であつて主 務省令で定める もの		児童福祉法によ る障害児通所支 援に關する情報 、地方税關係情 報、住民票關係 情報、介護保険 給付等關係情報 又は障害者自立 支援給付關係情 報であつて主務 省令で定めるも の	支援給付等關係 情報であつて主 務省令で定める もの 原子爆弾被爆者 に対する援護に 關する法律によ る手当等の支給 に關する情報で あつて主務省令 で定めるもの

百八 都道府 県知事又は 市町村長		八十八～百七 (略)	
障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律による自 立支援給付の支給 又は地域生活支援 事業の実施に關す る事務であつて主 務省令で定めるも の		(略)	
		(略)	都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎 市長
		(略)	原子爆弾被爆者 に対する援護に 關する法律によ る手当等の支給 に關する情報で あつて主務省令 で定めるもの 情報であつて主 務省令で定める もの

	百九く百十五 (略)	百十六 市町 村長
	(略)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事 等	厚生労働大臣 又は日本年金 機構	(略)
生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	市町村長
	(略)	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	(略)	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に
	(略)	に

百十七・百十八 (略)	百十九 都道府県知事				
(略)	難病の患者に対する医療等に関する				
(略)	都道府県知事等	厚生労働大臣 又は日本年金機構	厚生労働大臣 又は日本年金機構	都道府県知事等	又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
(略)	生活保護関係情報又は中国残留	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

		法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（利用範囲） 第九条（略） 2 （略） 3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七 七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一 項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十 五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税 特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第 二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第 五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三 項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の 二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四 条の十三の二、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二 項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険 法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確 保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年 法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又 は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体 、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長 その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して 必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人 番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必 要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部 の委託を受けた者も、同様とする。 4・5 （略） （特定個人情報の提供の制限）	（利用範囲） 第九条（略） 2 （略） 3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七 七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一 項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十 五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税 特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第 二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第 五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三 項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の 二の三第十四項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第 二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保 険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の 確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九 年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令 又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団 体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の 長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関し て必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個 人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために 必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一 部の委託を受けた者も、同様とする。 4・5 （略） （特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報
情報の提供をしてはならない。

一〇八 (略)

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十〇十五 (略)

別表第一(第九条関係)

一〇五十五 (略)	(略)
五十五の二 預金 保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十六 (略)	(略)
五十六の二 農水 産業協同組合貯 金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十七〇九十八 (略)	(略)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報
情報の提供をしてはならない。

一〇八 (略)

九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十〇十五 (略)

別表第一(第九条関係)

一〇五十五 (略)	(略)
五十六 (略)	(略)
五十七〇九十八 (略)	(略)

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十四（略） 十四の二 <u>個人情報保護委員会</u>の委員長及び常勤の委員 十五、四十七（略） 四十七の二 <u>個人情報保護委員会</u>の非常勤の委員 四十八、七十五（略）		（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一、十四（略） 十四の二 <u>特定個人情報保護委員会</u>の委員長及び常勤の委員 十五、四十七（略） 四十七の二 <u>特定個人情報保護委員会</u>の非常勤の委員 四十八、七十五（略）	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
（略） 検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 個人情報保護委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二二二、〇〇〇円	（略） 検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監 国家安全保障局長 大臣政務官 特定個人情報保護委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二二二、〇〇〇円
（略）		（略）	

個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	一、〇五五、〇 〇〇円
特定個人情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	一、〇五五、〇 〇〇円

改 正 案	現 行
（預貯金者等情報の管理） 第二十條の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。）の氏名（法人にあつては、名称）及び住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地）その他預貯金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該預貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）（法人にあつては、法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。））により検索することができ、<u>きる状態で管理しなければならない。</u> （道府県民税に関する用語の意義） 第二十三條 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 十三 （略） 十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。 イ この法律の施行地において支払を受けるべき租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等（同法第四条の四第一項の規定により所得税法第二十三條第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益、預金保険法第	（新設） （道府県民税に関する用語の意義） 第二十三條 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 十三 （略） 十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。 イ この法律の施行地において支払を受けるべき租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等（同法第四条の四第一項の規定により所得税法第二十三條第一項に規定する利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益、預金保険法（

五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに農水産業協同組合貯金保険法第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含ま、所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益を除く。）

ロ〜ヘ（略）
十五〜十七（略）
2〜4（略）

昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含ま、所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける利子又は収益の分配、租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益を除く。）

ロ〜ヘ（略）
十五〜十七（略）
2〜4（略）

改 正 案	現 行
（資料の提供） 第百条の二（略） 2ゝ4（略） 5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。	（資料の提供） 第百条の二（略） 2ゝ4（略） 5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

改 正 案	現 行
（資料の提供等） 第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。）、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。 2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に	（資料の提供等） 第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。 2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に

規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。
。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号
に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険
法（平成九年法律第二百二十三号）第七條第六項第一号及び第四号から第
六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号
その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十
八條に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧
若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは
被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。
。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号
に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険
法（平成九年法律第二百二十三号）第七條第六項第一号及び第四号から第
六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事
項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八條に規定
する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資
料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の
雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則 第一節 通則（第一条―第四条） 第二節 国税の納付義務の承継等（第五条―第九条の二） 第三節 期間及び期限（第十条・第十一条） 第四節 送達（第十二条―第十四条） 第二章 国税の納付義務の確定 第一節 通則（第十五条・第十六条） 第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続 第一款 納税申告（第十七条―第二十二条） 第二款 更正の請求（第二十三条） 第三款 更正又は決定（第二十四条―第三十条） 第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条―第三十三条） 第三章 国税の納付及び徴収 第一節 国税の納付（第三十四条―第三十五条） 第二節 国税の徴収 第一款 納税の請求（第三十六条―第三十九条） 第二款 滞納処分（第四十条） 第三款 雑則（第四十一条―第四十五条） 第四章 納税の猶予及び担保 第一節 納税の猶予（第四十六条―第四十九条） 第二節 担保（第五十条―第五十五条） 第五章 国税の還付及び還付加算金（第五十六条―第五十九条） 第六章 附帯税 第一節 延滞税及び利子税（第六十条―第六十四条） 第二節 加算税（第六十五条―第六十九条）	目次 第一章 総則 第一節 通則（第一条―第四条） 第二節 国税の納付義務の承継等（第五条―第九条の二） 第三節 期間及び期限（第十条・第十一条） 第四節 送達（第十二条―第十四条） 第二章 国税の納付義務の確定 第一節 通則（第十五条・第十六条） 第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続 第一款 納税申告（第十七条―第二十二条） 第二款 更正の請求（第二十三条） 第三款 更正又は決定（第二十四条―第三十条） 第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条―第三十三条） 第三章 国税の納付及び徴収 第一節 国税の納付（第三十四条―第三十五条） 第二節 国税の徴収 第一款 納税の請求（第三十六条―第三十九条） 第二款 滞納処分（第四十条） 第三款 雑則（第四十一条―第四十五条） 第四章 納税の猶予及び担保 第一節 納税の猶予（第四十六条―第四十九条） 第二節 担保（第五十条―第五十五条） 第五章 国税の還付及び還付加算金（第五十六条―第五十九条） 第六章 附帯税 第一節 延滞税及び利子税（第六十条―第六十四条） 第二節 加算税（第六十五条―第六十九条）

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限（第七十条・第七十一条）

第二節 国税の徴収権の消滅時効（第七十二条・第七十三条）

第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条）

第七章の二 国税の調査（第七十四条の二―第七十四条の十三の二）

第七章の三 行政手続法との関係（第七十四条の十四）

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 総則（第七十五条―第八十条）

第二款 再調査の請求（第八十一条―第八十六条）

第三款 審査請求（第八十七条―第一百三条）

第四款 雑則（第一百四条―第一百十三条の二）

第二節 訴訟（第一百四条―第一百十六條）

第九章 雑則（第一百七条―第一百二十五条）

第十章 罰則（第一百二十六条―第一百二十九条）

附則

（預貯金者等情報の管理）

第七十四条の十三の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項（定義）に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。）の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所その他預貯金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。）を当該預貯金者等の番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第二百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）において同じ。）により

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第一節 国税の更正、決定等の期間制限（第七十条・第七十一条）

第二節 国税の徴収権の消滅時効（第七十二条・第七十三条）

第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条）

第七章の二 国税の調査（第七十四条の二―第七十四条の十三）

第七章の三 行政手続法との関係（第七十四条の十四）

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 総則（第七十五条―第八十条）

第二款 再調査の請求（第八十一条―第八十六条）

第三款 審査請求（第八十七条―第一百三条）

第四款 雑則（第一百四条―第一百十三条の二）

第二節 訴訟（第一百四条―第一百十六條）

第九章 雑則（第一百七条―第一百二十五条）

第十章 罰則（第一百二十六条―第一百二十九条）

附則

（新設）

検索することができる状態で管理しなければならない。

(国税庁長官に対する審査請求書の提出等)

第百十三条の二 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第二項(審査請求書の提出)の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)第七十四条の十三の二に規定する番号(当該番号を有しない者にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所)」とする。

2 5 (略)

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第百二十四条 (略)

2 (略)

(削除)

(国税庁長官に対する審査請求書の提出等)

第百十三条の二 第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第二項(審査請求書の提出)の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)第百二十四条第三項に規定する番号(当該番号を有しない者にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所)」とする。

2 5 (略)

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第百二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一〇三十二（略）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一〇三十二（略）
三十三 認定個人情報保護団体の認定				三十三 認定個人情報保護団体の認定			
個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） <u>第四十七条</u> <u>第一項（認定）</u> の認定個人情報保護団体の認定（政令で定めるものに限る。）		認定件数	一件につき九万円	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） <u>第三十七条</u> <u>第一項（認定）</u> の認定個人情報保護団体の認定（政令で定めるものに限る。）		認定件数	一件につき九万円
三十四〇百六十（略）				三十四〇百六十（略）			

改 正 案	現 行
（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。 一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。 二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。 三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。 （通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） 第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事そ	（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。 一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。 （新設） 二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。 2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。 （通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） 第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事そ

他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の

他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

（新設）

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の

執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

（新設）

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができるとき限り、提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができるとき限り、提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(市町村の条例による本人確認情報の提供)
第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報(住民票コード及び個人番号を除く。)を提供するものとする。

(市町村の条例による本人確認情報の提供)
第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報(住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事	務
一〇十八 (略)	(略)	
十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給若しくは同法第一百二十二条第一項若しくは第一百二十二条の二の福祉事業の実施、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元	

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事	務
一〇十八 (略)	(略)	
十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三	

二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十〇四十一の三 (略)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三〇四十七の六 (略)	四十八 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十九～六十五 (略)	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）による同法第五十条第三号の職業紹介若しくは同法第五号の職業指導、同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十七～七十一 (略)	七十一の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	七十一の三～七十二 (略)	七十二の二 全国健康保険協会及び健康保険組合	七十二の三 (略)	七十三 全国健康保険協会
----------------	--	----------------	------------------------------------	------------------	------------------------	--------------	--------------

四十九～六十五 (略)	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六十七～七十一 (略)	七十一の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	七十一の三～七十二 (略)	七十二の二 全国健康保険協会及び健康保険組合	七十二の三 (略)	七十三 全国健康保険協会
----------------	---	----------------	------------------------------------	------------------	------------------------	--------------	--------------

別表第二(第三十条の十関係) 提供を受ける通知 都道府県の区域内 の市町村の市町村 長その他の執行機 関	七十三の二 国民 健康保険組合	第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の 遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部 を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附 則第三十九条の規定によりなお従前の例による ものとされた同法第四条の規定による改正前の 船員保険法による保険給付の支給に関する事務 であつて総務省令で定めるもの
	七十三の三 厚生 労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和 三十八年法律第六十一号)による同法第三条の 特別給付金の支給に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
	七十八の四 厚生 労働省	(略)
	七十九 厚生 労働省	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭 和四十二年法律第五十七号)による同法第三条 の特別給付金の支給に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
	(略)	(略)
事務		

七十三の二 国民健康保険組合	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三の三 七十 八の二（略）	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の三 厚生 労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十一年法律第六十一号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の四 七十 八の六（略）	（略）
七十八の七 厚生 労働省	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 百二十二 （略）	（略）
別表第二（第三十条の十関係） 提供を受ける通知 都道府県の区域内 の市町村の市町村 長その他の執行機 関	事 務

一〇五の二十四 (略)	(略)
五の二十五 市町 村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十六 市町 村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第百四条第一項の保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十七〇五の三十 (略)	(略)
五の三十一 市町 村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十二・五の三十三 (略)	(略)
五の三十四 市町 村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
六〇八の二 (略)	(略)
八の三 市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九〇十一 (略)	(略)

一〇五の二十四 (略)	(略)
五の二十五 市町 村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十六 市町 村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給又は同法第百四条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十七〇五の三十 (略)	(略)
五の三十一 市町 村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十二・五の三十三 (略)	(略)
五の三十四 市町 村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
六〇八の二 (略)	(略)
九〇十一 (略)	(略)

別表第三（第三十条の十一関係）	
提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の都道府県 知事その他の執行 機関	事 務
一〇七の十五（ 略）	（略）
七の十六 都道府 県知事	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による 同法第三条の特別給付金の支給に関する事務の うち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の 規定に基づく政令により都道府県知事が行うこ ととされたものに関する事務であつて総務省令 で定めるもの
七の十七〇七の十 九（略）	（略）
七の二十 都道府 県知事	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法によ る同法第三条の特別給付金の支給に関する事務 のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条 の規定に基づく政令により都道府県知事が行う こととされたものに関する事務であつて総務省 令で定めるもの
八〇二十三の二 （略）	（略）
二十三の三 都道 府県知事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に よる同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四〇二十九 （略）	（略）
別表第四（第三十条の十二関係）	

	提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の区域内の 市町村の市町村長 その他の執行機関	
一〇四の二十四 (略)		(略)
四の二十五 市町 村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四の二十六 市町 村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四の二十七・四の三十 (略)	(略)	
四の三十一 市町 村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四の三十二・四の三十三 (略)	(略)	
四の三十四 市町 村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五〇七の二 (略)	(略)	

七の三 市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八〇十 (略)	(略)

八〇十 (略)	(略)
---------	-----

別表第五(第三十条の十五関係)	
一〇十の五 (略)	
十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十の七〇十の九 (略)	
十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十一〇二十八の二 (略)	
二十八の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十九〇三十四 (略)	

別表第五(第三十条の十五関係)	
一〇十の五 (略)	
十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十の七〇十の九 (略)	
十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十一〇二十八の二 (略)	
二十九〇三十四 (略)	

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）		別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）	
提供を受ける国の機関又は法人	事 務	提供を受ける国の機関又は法人	事 務
一〇十二（略）	（略）	一〇十二（略）	（略）
十三 預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
十四 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
十五 金融庁又は財務省	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十三 金融庁又は財務省	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 削除		十四 削除	
十五 削除		十五 削除	
十六〇百二十二（略）	（略）	十六〇百二十二（略）	（略）

改 正 案	現 行
（開示） 第八十一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第七項に規定する保有個人情報データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。	（開示） 第八十一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する保有個人情報データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九條關係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第五十一条（特定個人情報ファイルの提供）、第五十二条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十四条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪</u>	別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九條關係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第六十七条（特定個人情報ファイルの提供）、第六十八条（個人番号の提供及び盗用）又は第七十条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪</u>

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十七条（特定個人情報ファイルの提供）、第四十八条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪</u>	別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第五十一条（特定個人情報ファイルの提供）、第五十二条（個人番号の提供及び盗用）又は第五十四条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪</u>

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十八条</u>（特定個人情報ファイルの提供）、<u>第四十九条</u>（個人番号の提供及び盗用）又は第五十一条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪	別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇八十四（略） 八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十七条</u>（特定個人情報ファイルの提供）、<u>第四十八条</u>（個人番号の提供及び盗用）又は第五十条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（基本計画） 第六条 <u>行政機関の長</u>（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合）<u>にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。</u>）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 2／5 （略）	（基本計画） 第六条 <u>行政機関の長</u>（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合）<u>にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。</u>）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 2／5 （略）

改 正 案	現 行
（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。	（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（附則第二十七条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。	（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

○遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所有権を取得することができない物件） 第三十五条 次の各号に掲げる物のいづれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。 一 四 （略） 五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二条第四項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）	（所有権を取得することができない物件） 第三十五条 次の各号に掲げる物のいづれかに該当する物件については、民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。 一 四 （略） 五 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置） 第二十条（略） 3 第三号施行日から附則第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）の前日までの間に住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。以下この項において同じ。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「（以下「機構保存本人確認情報」という。）」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「又は機構」とあるのは「機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」とする。 この場合において、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの項の規定により読み替えて適用する第三号新住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。 4 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における住民基本台帳法第三十条の十第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三	（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置） 第二十条（略） 2（略） 3 第三号施行日から附則第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。以下この項において同じ。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「（以下「機構保存本人確認情報」という。）」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「又は機構」とあるのは「機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人」とする。 この場合において、第三号新住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの項の規定により読み替えて適用する第三号新住民基本台帳法の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。 4 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号

十条の三十八第一項の規定の適用については、住民基本台帳法第三十条の十第一項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

5 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法第三十条の十一第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項及び第三十条の三十八第一項の規定の適用については、住民基本台帳法第三十条の十一第一項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

6 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法第三十条の十二第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の規定の適用については、住民基本台帳法第三

に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

5 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

6 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」とあるのは「機

十条の十二第一項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

7 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から住民基本台帳法第三十条の十四に規定する求めがあつた場合における同条並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の規定の適用については、住民基本台帳法第三十条の十四中「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

8 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）、「住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）

構保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

7 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から第三号新住民基本台帳法第三十条の十四に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法第三十条の適用については、同条中「本人確認情報（住民票コードを除く。）」とあるのは「本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

8 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間に第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）、「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）

若しくは住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）又は第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における住民基本台帳法第三十条の十三第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の規定の適用については、住民基本台帳法第三十条の十三第一項中「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

9
(略)

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関

たものに限る。）若しくは第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）又は第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における第三号新住民基本台帳法の規定の適用については、第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」ととされているもの」と、第三号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

9
(略)

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 当分の間、前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下

又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。）から前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「（以下「機構保存本人確認情報」という。）と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号

この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人（第三号旧住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のもの」とあるのは「（以下「機構保存本人確認情報」という。）と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第四項中「総務省」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」と、「住民票コードの提供」とあるのは「本人確認情報又は住民票コードの提供」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「機構又は総務省」とあるのは「機構、別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省」とする。

2 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第二の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十第一項第一号に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」とする。

3 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げる都道府県知事その他の都道府県の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第三の上欄に掲げられていた都道府県知事その他の都道府県の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号に規定する求めがあった場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつて

新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「第一号及び第二号」とあるのは「第二号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

5 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十四の規定による求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の

は、住民票コードを除く。）」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

4 当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げる市町村長その他の市町村の執行機関（第三号旧住民基本台帳法別表第四の上欄に掲げられていた市町村長その他の市町村の執行機関に限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十二第一項第一号に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」とあるのは「機構保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることができる」とされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

5 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十四に規定する他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）から第四号新住民基本台帳法第三十条の十四の規定による求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、同条中「本人確認情報（住民票コードを除く。）」とあるのは「本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務で

定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

6 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）若しくは第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）又は第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項中「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、同条第二項中

あつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。

6 当分の間、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第二項に規定する他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）若しくは第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）又は第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるもの（第三号旧住民基本台帳法第三十条の十五第二項に規定する都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものであつたものに限る。）からこれらの規定に規定する求めがあつた場合における第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、第四号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人

7 (略) 「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。	7 (略) 確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。
---	---

○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正） 第六十六条 次に掲げる法律の規定中「区を」を「区及び総合区を」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十一条第一項 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十六条第一項</u>	附 則 （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正） 第六十六条 次に掲げる法律の規定中「区を」を「区及び総合区を」に改め、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十一条第一項 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第六十二条第一項</u>

○金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（証券取引等監視委員会） 第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。	（証券取引等監視委員会） 第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

改 正 案	現 行				
（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 五十九の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号） 第五十二条に規定する事務 六十 六十二 （略） （内閣府審議官） 第十六条（略） 2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、個人情報保護委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。 （内閣府に置かれる委員会及び庁） 第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <td>個人情報保護委員会</td><td>個人情報の保護に関する法律</td></tr> </table>	個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律	（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 五十九の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条に規定する事務 六十 六十二 （略） （内閣府審議官） 第十六条（略） 2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、<u>特定個人情報保護委員会</u>、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。 （内閣府に置かれる委員会及び庁） 第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <td><u>特定個人情報保護委員会</u></td><td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</td></tr> </table>	<u>特定個人情報保護委員会</u>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律				
<u>特定個人情報保護委員会</u>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律				

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 五十九の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十一条に規定する事務 六十 六十二 （略）	（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 （略） 五十九の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十二条に規定する事務 六十 六十二 （略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十二（略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十二条</u>の規定による法人番号の指定、通知及び公表に關すること。 二十四〇六十七（略）	（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十二（略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第五十八条</u>の規定による法人番号の指定、通知及び公表に關すること。 二十四〇六十七（略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二 （略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第三十八条の規定による</u>法人番号の指定、通知及び公表に関すること。 二十四 六十七 （略）	（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二 （略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第四十二条の規定による</u>法人番号の指定、通知及び公表に関すること。 二十四 六十七 （略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二 （略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第三十九条</u>の規定による法人番号の指定、通知及び公表に關すること。 二十四 六十七 （略）	（所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十二 （略） 二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第三十八条</u>の規定による法人番号の指定、通知及び公表に關すること。 二十四 六十七 （略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。 一 二十二（略） （削除） 二十三 二十六（略） （設置） 第六条（略） 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。 イ ホ（略） （削除） ヘ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項 二・三（略） 四 消費者基本法、消費者安全法（第四十三条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	（所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。 一 二十二（略） 二十三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進にすること。 二十四 二十七（略） （設置） 第六条（略） 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。 イ ホ（略） ヘ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項 ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項 二・三（略） 四 消費者基本法、消費者安全法（第四十三条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。